

資料3－2

**今回審議対象とする施設種別の概要  
及び基準案について**

## 今回審議対象とする施設種別の概要

施設種別	児童福祉法 根拠条文	児童福祉法に規定されている施設の目的	都内施設数 (平成23年11月)
助産施設	第36条	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設	40
乳児院	第37条	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	10
母子生活支援施設	第38条	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護とともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。	37
保育所	第39条	日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設	1,806
児童厚生施設	第40条	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設	714
児童養護施設	第41条	保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設	54*
情緒障害児短期治療施設	第43条の5	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	0
児童自立支援施設	第44条	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	2
児童家庭支援センター	第44条の2	児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことの目的とする施設	0

\* 児童養護施設は、都内民間施設と都立(都外含む)施設の計

## 助産施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置	従	第二種助産施設に必置 * 医療法 第11条 助産所の開設者は、助産師に、これを管理させなければならない。
		一人以上の専任又は嘱託を、第二種助産施設に必置
		第二種助産施設に必置
職員資格	従	嘱託医 産婦人科の診療に相当の経験を有する者
設備基準	従	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の病院又は診療所である助産施設 * 医療法 第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
		医療法の助産所である助産施設 * 医療法 第2条 この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所をいう。 2 助産所は、妊婦、産婦又はじよく婦10人以上の入所施設を有してはならない。

# 乳児院

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置	医師又は嘱託医	従 配置(10人未満の施設は嘱託医)
	看護師・児童指導員・保育士	従 2歳未満 1.7:1 従 2歳児 2:1 従 3歳以上児 4:1 (これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上) 従 乳幼児10人の場合2人以上。10人増すごとに1人以上。
	(うち看護師)	
	家庭支援専門相談員	従 配置
	個別対応職員	従 配置(乳幼児20人以下の施設を除く)
	心理療法(指導)担当職員	従 乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合、配置
	栄養士	従 配置(20人以下の施設を除く)
	調理員	従 配置(調理業務の全部を委託する施設を除く)
	施設長	従 次のいずれかに該当し、かつ、指定研修を受け、乳児院を適切に運営する能力を有する者。 ・医師(小児保健に関して学識経験を有する者) ・社会福祉士 ・乳児院の職員として3年以上勤務した者 ・都道府県知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者で、児童福祉事業等に従事した期間の合計が3年以上又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者。
職員資格		参酌 2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。(ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない)
	医師又は嘱託医	従 小児科の診療に相当の経験を有する者
	家庭支援専門相談員	従 社会福祉士、精神保健福祉士、乳児院で乳幼児の養育を5年以上、法13条2項各号のいずれか
	心理療法(指導)担当職員	従 心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有するものまたは同等以上
	児童指導員	従 児童福祉施設の職員を養成する学校等の卒業した者、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科を卒業した者、高等学校等を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者、学校教諭の資格を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者のいずれか
	10人以上の施設の場合 寝室(面積)	従 乳幼児1人あたり2.47m <sup>2</sup> 以上
設備基準	10人以上の施設の場合 観察室(面積)	従 乳児1人あたり1.65m <sup>2</sup> 以上
	10人未満の施設の <sup>の</sup> 養育のための専用室(面積)	従 専用室の面積1室9.91m <sup>2</sup> 以上、 乳幼児1人あたり2.47m <sup>2</sup> 以上
	診察室	参酌 設置
	病室	参酌 設置
	ほふく室	参酌 設置
	相談室	参酌 設置
	調理室	従 設置
	浴室	参酌 設置
	便所	参酌 設置
理念等	養育	参酌 乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資すること。
		参酌 乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防措置
		参酌 家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。
	乳児の観察	参酌 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)では、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、観察室に入室させ、心身の状況を観察しなければならない。
	自立支援計画の策定	参酌 乳児院の長は、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘査して、自立を支援するための計画を策定しなければならない。
	業務の質の評価等	参酌 業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
	関係機関との連携	参酌 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならぬ。

## 母子生活支援施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参考すべき基準

項目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)	
職員配置基準	嘱託医	従	配置	
	母子支援員	従	配置(20世帯以上の場合2人以上)	
	保育士	従	30:1(保育所に準ずる設備がある場合)	
	少年指導員	従	配置(20世帯以上の場合2人以上)	
	調理員等	従	配置	
	心理療法担当職員	従	母子10人以上に心理療法を行う場合配置	
職員資格	施設長	従	次のいずれかに該当し、かつ、指定研修を受け、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有する者。 ・医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者) ・社会福祉士 ・母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者 ・都道府県知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者で、児童福祉事業等に従事した期間の合計が3年以上又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者。	
		参酌	2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。(ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない)	
	母子支援員	従	・地方厚生局長又は地方厚生支局長が指定する児童福祉施設の職員の養成学校その他養成施設を卒業した者 ・保育士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者 ・高校もしくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者、通常課程12年の学校教育を修了した者、これらと同等以上の資格を有する者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	
	心理療法担当職員	従	心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有するものまたは同等以上	
	母子室	従	配置 1世帯1室以上	
設備基準		従	1室30m <sup>2</sup> 以上	
		従	調理設備の設置	
		参酌	浴室の設置	
		参酌	便所の設置	
集会室	参酌	設置		
学習室	参酌	設置		
相談室	参酌	設置		
保育所に準ずる設備	従	乳児・幼児を入所させる施設で、付近にある保育所・児童厚生施設が利用できない等必要がある場合 ・設備基準は保育所に関する規定を準用		
静養室	参酌	設置		
医務室	参酌	設置(乳幼児30人以上を入所させる場合に設置)		
理念等	生活支援	参酌	生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼動の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ私生活を尊重して行わなければならない。	
	自立支援計画	参酌	母子生活支援施設の長は、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。	
	業務の質の評価等	参酌	業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。	
	関係機関との連携	参酌	母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならぬ。	

# 保育所

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目	分類	国基準	都条例及び規則に定める基準案 (国基準との相違点)
嘱託医	従	配置	(同左)
保育士		0歳児 3:1 1歳以上3歳未満児 6:1 3歳児 20:1 うち、認定こども園短時間利用児 35:1	(同左) (同左) (同左) (同左)
	従	4歳以上児 30:1 うち、認定こども園短時間利用児 35:1	(同左) (同左)
		ただし、保育所1につき2人を下することはできない。	(同左)
職員配置	附則(経過措置)	乳児6人以上入所させる保育所については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	(同左)
構造改革特別区域	一	【構造改革特別区域法】 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所であって、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	(同左)
調理員	従	配置(調理業務委託施設を除く)	(同左)
乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室	従	乳児室:2才未満児1人につき、1. 65m <sup>2</sup> 以上 ほふく室:2才未満児1人につき、3. 3m <sup>2</sup> 以上 保育室または遊戯室:2才以上児1人につき、1. 98m <sup>2</sup> 以上	2才未満児1人につき3. 3m <sup>2</sup> 以上 (同左)
	標準	【地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)附則第四条の規定に基づき、同条の厚生労働大臣が指定する地域においては、同条の政令で定める日までの間、標準とする。	年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、2才未満児1人につき2. 5m <sup>2</sup> 以上とすることができる。
設備基準	屋外遊戯場	参酌 2才以上児1人につき、3. 3m <sup>2</sup> 以上	(同左)
	医務室	参酌 2才未満児受入施設は必置	2才以上児のみの受入施設においても必置
	調理室	従 必置	(同左)
	便所	参酌 必置	(同左)
保育室等を二階以上に設ける場合の建物の基準	参酌	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。  イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。	(同左) (同左)

# 保育所

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目	分類	国基準	都条例及び規則に定める基準案 (国基準との相違点)																							
保育室等を二階以上に設ける場合の建物の基準		<p>口 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 延段室</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4階以上</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	1階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	2階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 延段室	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	(同左)
階	区分	施設又は設備																								
1階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																								
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																								
2階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																								
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																								
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 延段室																								
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																								
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																								
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																								
設備基準	参酌	<p>ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>二 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1)スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2)調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳児又は幼児が出入り、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	(同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左)																							

# 保育所

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参考すべき基準

項目	分類	国基準	都条例及び規則に定める基準案 (国基準との相違点)
設備基準	従	次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、当該保育所の満三歳以上の児童に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	(同左)
		一 児童に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	(同左)
		二 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	(同左)
		三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。	(同左)
		四 児童の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、児童の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	(同左)
	—	五 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	(同左)
構造改革特別区域	—	【構造改革特別区域法】 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条において同じ。）について、前項の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満三歳に満たない児童に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。 この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。	(同左)
		保育所の開所時間は、原則として概ね十一時間とする。	
その他	保育時間 参照	保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。	(同左)
	保育の内容 従	保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。	(同左)
	保護者との連絡 参照	保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	(同左)
	公正な選考 参照	就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた児童福祉法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。	(同左)

# 保育所

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参考すべき基準

項目	分類	国基準	都条例及び規則に定める基準案 (国基準との相違点)						
その他	利用料	参酌	<p>児童福祉法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。)に關し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</p>						
	特例幼保連携保育所の特例	従	<p>就学前保育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほいく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、保育所の保育室、遊戯室に係る面積規定(1人につき、1.98m<sup>2</sup>以上)を適用しないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td><td>180平方メートル</td></tr> <tr> <td>2学級以上</td><td>320+100×(学級数-2) 平方メートル</td></tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320+100×(学級数-2) 平方メートル
学級数	面積								
1学級	180平方メートル								
2学級以上	320+100×(学級数-2) 平方メートル								
附則		参酌	<p>特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき保育所の屋外遊戯場に係る面積規定(1人につき3.3m<sup>2</sup>以上)により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、当該規定を適用しないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td><td>330+30×(学級数-1) 平方メートル</td></tr> <tr> <td>3学級以上</td><td>400+80×(学級数-3) 平方メートル</td></tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル
学級数	面積								
2学級以下	330+30×(学級数-1) 平方メートル								
3学級以上	400+80×(学級数-3) 平方メートル								
		従	<p>特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき保育所の職員配置基準で求められる数の保育士を確保することが困難であるものに対する保育士配置基準の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して都道府県知事が適當であると承認したものは、保育士とみなす。</p> <p>この都道府県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とするが、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、当分の間、その有効期間を六年とすることができます。</p> <p>附則中の特例幼保連携保育所の特例規定は、就学前保育等推進法第三条第二項各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、「当該特例幼保連携保育所」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園」と読み替えるものとする。</p>						

## 児童厚生施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置	児童の遊びを指導する者	従 配置	
職員資格	児童の遊びを指導する者	従	<p>児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</li> <li>二 保育士の資格を有する者</li> <li>三 社会福祉士の資格を有する者</li> <li>四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</li> <li>五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</li> <li>六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</li> <li>ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> <li>ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</li> </ul> </li> </ul>
設備基準	広場	参酌	児童遊園等屋外の児童厚生施設に必置
	遊具		児童遊園等屋外の児童厚生施設に必置
	便所		児童遊園等屋外の児童厚生施設及び児童館等屋内の児童厚生施設のいずれも必置
	集会室		児童館等屋内の児童厚生施設に必置
	遊戯室		児童館等屋内の児童厚生施設に必置
	図書室		児童館等屋内の児童厚生施設に必置
理念	遊びの指導を行うに当たつて遵守すべき事項	参酌	児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。
	保護者との連絡	参酌	児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

# 児童養護施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参考すべき基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置	嘱託医	従 配置
	児童指導員、保育士	従 3歳未満 2:1 従 3歳以上幼児 4:1 従 少年 6:1 従 45人以下の施設の場合、1人以上加配 参酌 少なくとも1人は児童と起居をともにする
	家庭支援専門相談員	従 配置
	個別対応職員	従 配置
	心理療法担当職員	参酌 対象者10人以上に行う場合、配置
	栄養士	従 配置(40人以下の施設除く)
職員資格	調理員	従 配置(調理業務の全部を委託する施設を除く)
	看護師	従 乳児が入所している場合、1. 7:1 (1人を下ることはできない)
	施設長	従 次のいずれかに該当し、かつ、指定研修を受け、児童養護施設を適切に運営する能力を有する者 ・医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者) ・社会福祉士 ・児童養護施設の職員として3年以上勤務した者 ・都道府県知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者で、児童福祉事業等に従事した期間の合計が3年以上又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者。
		参酌 2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。(ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない)
	家庭支援専門相談員	従 社会福祉士、精神保健福祉士、児童養護施設で児童の指導5年以上、法13条2項各号のいずれかに該当する者
	心理療法担当職員	従 心理学を専修する学科を卒業し心理療法の技術を有する者または同等以上
設備基準	児童指導員	従 児童福祉施設の職員を養成する学校等の卒業した者、社会福祉士、精神保健福祉士、大学で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科を卒業した者、社会福祉学・心理学・教育学・社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより大学院入学を認められた者、高等学校等を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者、学校教諭の資格を有する者、3年以上児童福祉事業に従事した者のいずれか
	職業指導員	従 実習設備を設けて職業指導を行う場合配置
	居室(面積)	従 児童1人あたり4. 95m <sup>2</sup> (乳幼児のみの場合1人あたり3. 3m <sup>2</sup> )
	居室(定員)	参酌 4人以下(乳幼児のみの場合6人以下)
	居室(その他)	参酌 児童の年齢により男女別
	相談室	参酌 設置
理念等	調理室	従 設置
	浴室	参酌 設置
	便所	参酌 設置
	医務室及び静養室	参酌 男女別、ただし少数の児童対象の場合共用可
	職業指導に必要な設備	参酌 30人以上の施設の場合、設置
	養護	参酌 養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。)
生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整		参酌 生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるようを行わなければならない。
		参酌 学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
		参酌 職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
		参酌 家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。
自立支援計画		参酌 児童養護施設の長は、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
	業務の質の評価等	参酌 業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。
	関係機関との連携	参酌 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

## 情緒障害児短期治療施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置	医師	従 配置
	児童指導員、保育士	従 児童 5:1 参酌 少なくとも1人は児童と起居をともにする
	家庭支援専門相談員	従 配置
	個別対応職員	従 配置
	心理療法担当職員	従 おおむね10:1
	栄養士	従 配置(40人以下の施設除く)
	調理員	従 配置(調理業務を委託する場合は置かなくても可)
	看護師	従 設置
職員資格	施設長	従 次のいずれかに該当し、かつ、指定研修を受け、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有する者。 ・医師(精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者) ・社会福祉士 ・情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者 ・都道府県知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者で、児童福祉事業等に従事した期間の合計が3年以上又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者。 参酌 2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。(ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない)
	医師	従 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
	家庭支援専門相談員	従 社会福祉士、精神保健福祉士、児童の指導5年以上、法13条2項各号
	心理療法担当職員	従 心理学を専修する学科を卒業した者または同等以上で心理療法の技術を有し1年以上の経験がある者
	児童指導員	従 条文規定なし。児童養護施設の省令部分の参考
	居室(面積)	従 1人4.95m <sup>2</sup>
	居室(定員)	参酌 4人以下
	居室(その他)	参酌 男女を別とすること。
設備基準	医務室	参酌 設置
	静養室	参酌 設置
	遊戯室	参酌 設置
	観察室	参酌 設置
	心理検査室	参酌 設置
	相談室	参酌 設置
	工作室	参酌 設置
	調理室	従 設置
	浴室	参酌 設置
	便所	参酌 設置
		参酌 男女別、ただし少數の児童対象の場合共用可
理念等	心理療法、生活指導及び家	参酌 心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復をはかり、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。
		参酌 家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築が図られるように行われなければならない。
	自立支援計画	参酌 情緒障害児短期治療施設の長は、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
	業務の質の評価等	参酌 業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬ。
	関係機関との連携	参酌 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならぬ。

# 児童自立支援施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参考すべき基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置	嘱託医 及び 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医	従 配置
	児童自立支援専門員、 児童生活支援員	従 児童 5:1 参酌 少なくとも1人は児童と起居をともにする
	家庭支援専門相談員	参酌 配置
	個別対応職員	従 配置
	心理療法担当職員	従 対象者10人以上に行う場合、1人
	栄養士	従 配置(定員40人以下の施設除く。)
	調理員	従 配置(調理業務委託施設を除く)
	職業指導員	従 実習室を設けて職業指導行う場合配置
職員資格	家庭支援専門相談員	従 社会福祉士、精神保健福祉士、児童自立支援施設での指導5年以上、児童福祉司任用資格者(児童福祉法第13条2項各号に該当)のいずれかに該当する者
	心理療法担当職員	参酌 心理学を専修する学科を卒業し、又はそれと同等のもので、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法の1年以上の経験
	施設長	○次のいずれかに該当し、かつ、指定研修を受け、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有する者。 ・医師(精神保健に関して学識経験を有する者) ・社会福祉士 ・児童自立支援施設の職員として5年(児童自立支援専門員養成所の講習課程を修了したものにあっては3年)以上勤務した者 ・都道府県知事が前号と同等以上の能力を有すると認める者で、児童福祉事業等に従事した期間の合計が5年(児童自立支援専門員養成所の講習課程を修了したものにあっては3年)以上の者
		参酌 2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。(ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない)
	児童自立支援専門員	従 次のいずれかに該当する者 ・医師(精神保健に関して学識経験を有する者) ・社会福祉士 ・地方厚生局長等が指定する児童自立支援専門員を養成する学校等を卒業した者 ・社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科を卒業した者等で、1年以上児童自立支援施設に勤務したもの又は児童福祉事業等に従事した期間の合計が2年以上あるもの ・高校等を卒業し、3年以上児童自立支援施設に勤務した者又は児童福祉事業等に従事した期間の合計が5年以上のもの。 ・小学校、中学校、高校等の教諭となる資格を有し、1年以上児童自立支援施設に勤務したもの又は2年以上教員の職に従事したもの。
	児童生活支援員	従 次のいずれかに該当する者 ・保育士 ・社会福祉士 ・3年以上児童自立支援施設に勤務した者
基 設 備 に 關 す る 規 定 を だ さ し く 。児 童 を だ さ し く 。乳 施 設 。幼 児 の 設 備 (その 他)	居室(面積)	従 ・児童1人当たり4.95m <sup>2</sup>
	居室(定員)	参酌 4人以下(乳幼児に関する規定はなし)
	居室(その他)	参酌 男女別
	相談室	参酌 設置
	調理室	参酌 設置
	浴室	参酌 設置
	便所	参酌 男女別。ただし少數の児童対象の場合共用可。
	医務室及び静養室	参酌 30人以上の施設の場合、設置
	職業指導に必要な設備	参酌 児童の年齢、適性等に応じ設置
設備(その他)	学科指導に関する設備	参酌 小、中、特別支援学校に関する学校教育法の規程を準用(学科指導を行わない場合を除く)

## 児童自立支援施設

分類欄の表記:「従」=従うべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目		分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
理念等	養護、指導等の内容・目的	参酌	生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。
		参酌	学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。
		参酌	生活指導、職業指導及び家庭環境の調整は、児童養護施設の規定(§45(Ⅱ)学習指導を除く。)を準用する。
	自立支援計画	参酌	児童自立支援施設の長は、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。
	業務の質の評価等	参酌	業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
	関係機関との連携	参酌	児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。
	心理学的及び精神医学的診査等	参酌	入所している児童の自立支援のため、隨時心理学的および精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

## 児童家庭支援センター

分類欄の表記:「従」=従るべき基準、「参酌」=参酌すべき基準

項目	分類	都条例及び規則に定める基準案(国基準どおり)
職員配置 法第四十四条の二第一項に規定する業務を担当する職員	従	<p>配置</p> <p>* 児童福祉法第四十四条の二第一項 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行ふとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする目的とする施設とする。</p>
職員資格 法第四十四条の二第一項に規定する業務を担当する職員	従	<p>法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者</p> <p>* 児童福祉法第十三条第二項各号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者</li> <li>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの</li> <li>三 医師</li> <li>三の二 社会福祉士</li> <li>四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者</li> <li>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの</li> </ul>
設備基準 相談室	参酌	必置
理念 支援を行うに当たつて遵守すべき事項	参酌	<p>児童家庭支援センターにおける支援に当たつては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。</p> <p>児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たつては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>